

県立中学校及び高等学校の規則改正について

高等学校課

1月の定例教育委員会で、県立学校に関する3つの規則改正を行いました。

記

1 高知県立中学校の通学区域に関する規則

- (1) 平成29年7月1日 高知国際中学校の通学区域を「県内全域」とする。
- (2) 平成33年4月1日 高知南中学校の募集停止に伴い、高知南中学校の通学区域を改める。

2 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則

- (1) 平成29年7月1日 高知国際中学校と高知国際高等学校を併設とする。
- (2) 平成30年4月1日 高知南中学校と高知南高等学校の併設を解く。

3 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則

- (1) 平成29年7月1日 高知国際高等学校の学科については、
全日制の課程として、「普通科」と国際関係に関する学科「グローバル科（探究コース、IBコース）」を設置する。
- (2) 平成30年7月1日 須崎総合高等学校の学科については、
全日制の課程として、「普通科」、工業に関する学科「機械系学科（機械専攻、造船専攻）、電気情報系学科（電気専攻、電子情報専攻）及びシステム工学系学科（機械制御専攻、住環境専攻）」を設置する。
定時制の課程として、「普通科」を設置する。
- (3) 平成31年4月1日 須崎工業高等学校及び須崎高等学校の募集停止に伴い、両校の学科を改める。
- (4) 平成33年4月1日 高知南高等学校及び高知西高等学校の募集停止に伴い、両校の学科を改める。